旅券番号　(a)トリニダード・トバゴ旅券番号　ＴＡ959547（2013年11月19日トリニダード・トバゴ移民局発行、2018年11月18日失効）　(b)トリニダード・トバゴ旅券番号　Ｔ1071839（2004年11月８日トリニダード・トバゴ入国管理部門発行、2014年11月７日失効）

住所　(a)Syrian Arab Republic（2014年５月時点の所在地）　(b)Reyhanli, Hatay, Turkey（過去の所在地、2013年11月から2014年５月まで）　(c)349 Dass Branch Trace, Dass Trace, Enterprise Chaguanas, Trinidad and Tobago（出生から2013年11月27日まで）　(d)LP# 41 Ballisier Road, Smith Field Lands, Wallerfield, County of St. George East, Trinidad and Tobago（2011年９月時点の別の所在地）

名簿に記載された年月日　2017年８月18日

名簿記載者公告番号　ＱＩ－282

その他参考となるべき事項　イラクのアル・カーイダ（ＱＥ－48）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）の、英語によるプロパガンダ担当。トリニダード・トバゴにおいて、弾薬及び火器の所持、ならびに盗品譲受けについて指名手配されている。身体的情報：目の色は茶、髪の色は暗い、肌の色は薄い茶、体格は中柄、身長は174㎝、体重は64kg。英語とアラビア語を話す。ＩＤ番号：(a)トリニダード・トバゴ国民ＩＤカード19860222007（2011年６月16日発行、2016年６月16日失効）　(b)トリニダード・トバゴ出生証明書Ｂ394445（2007年１月23日発行）　(c)トリニダード・トバゴ運転免許証892124Ｂ（2007年８月30日発行、2010年８月30日失効）。

○国家公安委員会告示第五十三号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月八日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

名簿記載者公告番号　ＱＩ－214（ケヴィン・ギアヴァルシュ（KEVIN GUIAVARCH））

1　変更前

氏名　ケヴィン・ギアヴァルシュ（KEVIN GUIAVARCH）

旅券番号　不明

住所　シリア・アラブ共和国（2012年から居住）

名簿に記載された年月日　2014年９月23日（2016年６月24日に改訂）

その他参考となるべき事項　シリアに渡航し、レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（ＱＥ－61）に加わったフランス人テロ戦闘員。フランスからシリアへの外国人テロ戦闘員の斡旋者。インターネットを通じた暴力的な宣伝の面で活動。

2　変更後

氏名　ケヴィン・ジョルダン・アクセル・ギアヴァルシュ（KEVIN JORDAN AXEL GUIAVARCH）

旅券番号　フランス旅券番号　12ＣＰ63882．3ＦＲＡ（2012年７月31日発行、2022年７月30日まで有効）

住所　(a)Grenoble, France（1993年から2012年までの住所）　(b)Syrian Arab Republic（2012年から2016年まで居住）　(c)Turkey（2016年６月から2017年１月まで）　(d)France（2017年１月以降、収監中）

名簿に記載された年月日　2014年９月23日（2016年６月24日及び2017年８月27日に改訂）

その他参考となるべき事項　レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（ＱＥ－61）及びイラクのアル・カーイダ（ＱＥ－48）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）と関わりがあるフランス人テロ戦闘員。フランスからシリアへの外国人テロ戦闘員の渡航を支援した。インターネットを通じた暴力的な宣伝の面で活動。2014年にフランス当局により発出された同人に対する逮捕令状は、2016年６月に同人がトルコで逮捕され、同国から追放措置がとられたことを受けて、2017年１月に執行された。フランス国民ＩＤカード番号：070275Ｑ007873（2007年２月16日発行、2017年２月15日まで有効）。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/un/5818237

○法務省告示第四百二十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月八日

法務大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［同上］ ロ　イ以外の実習実施機関

改正後

名称	所在地	実習内容
［略］		
［項を削る。］		
［項を削る。］		

改正前

名称	所在地	実習内容
［同上］		
中村建設株式会社	静岡県浜松市中区中沢町七十一番二十三号	建設機械施工
佐野誠	静岡県浜松市西区大久保町四千八百八十番地	耕種農業